

熱海市の発展に顕著な功労のあった者の弔慰に関する条例をここに公布する。

平成29年6月23日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第19号

熱海市の発展に顕著な功労のあった者の弔慰に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、熱海市（以下「市」という。）の発展に顕著な功労のあった者が逝去されたときに市が行う弔慰に関し必要な事項を定め、もって故人の市への貢献に対する市の感謝及び追悼の意を表すことを目的とする。

(市葬の執行等)

第2条 次に掲げる者が死亡したときは、市葬（市が主催する葬儀をいう。以下同じ。）を執行し、及び当該死亡した者の遺族に対して弔慰金を贈呈することができる。

- (1) 熱海市表彰条例（昭和41年熱海市条例第6号）第3条に規定する名誉市民である者
- (2) 死亡時において熱海市長（以下「市長」という。）の職にあった者
- (3) 満12年以上市長の職にあった者
- (4) 前3号に定めるもののほか、市の発展に貢献した功績が特に顕著であると市長が認める者

2 市長は、市葬の執行について、議会の同意を得なければならない。

3 熱海市表彰条例第3条及び第4条第1項第1号に規定する者に第1項の規定を適用する場合においては、同項の規定による市葬の執行及び弔慰金の贈呈は、当該者に係る同条例第7条第2項第2号の待遇とみなす。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年5月31日から適用する。